

イ 事前調査

(ア) 事前調査チームの会計要員による調査はクウェートのみ

(イ) 土地使用に関する交渉

事前調査では地権者は、2名という情報であったが、実際は約100名であり、協定を締結するため3カ月を要した。

(ウ) サマーワでの現地調達

当初の計画ではサマーワでの現地調達を想定しておらず、当然事前調査もほとんどなかったため、サマーワでの調達において、適正業者の選定、要求された物品・役務等を確保するまで相当の期間を要した。

ウ 会計要員の派遣時期

(ア) 16. 1. 16 (サマーワ×■名、クウェート×■名)

(イ) 16. 2. 7 (クウェート×■名)

(ウ) 16. 3. 30 (サマーワ×■名)

(2) 教 訓

ア 会計要員の派遣時期に関する教訓

当初の基盤確立のための業務は、土地使用の交渉、現地語通訳の確保、宿営地構築のための資器材及び労務・役務の現地調達等、重要かつ量的に膨大なものであった。また、言語、文化及び商習慣の違いを理解し、現地経済活動等の状況を掌握するには相当の時間を要した。

会計の基盤確立においては初動の態勢が非常に重要であり、また本邦での計画時に想定しなかった事態等に対応するために、会計要員は全員を先遣隊（第1波）で派遣する必要がある。

イ 事前調査に関する教訓

会計及び兵站要員（状況により法務要員）により、現地調達の可能度を調査し、現地での支援態勢を早期に確立するため、より綿密な事前調査が必要である。

(3) 提 言

会計要員の派遣に関して、当初の1次隊には増員して派遣し、状況の安定に伴い適正人員数に縮小する等の柔軟性の保持は重要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

5 広報

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 広報戦略の必要性

- (ア) イラク人道復興支援活動は、これまでの国際平和協力活動以上に国民の関心が高い活動であったが、それを統括する政府、外務省、防衛庁内局、各幕広報レベルで主に相互の調整により広報活動を展開した。
- (イ) 防衛庁レベル（内局の運用・広報担当者）でのメディア連絡調整会議を定期的に行ってはいたが、政府・防衛庁レベルでの広報戦略の立案まで至らなかった。
（統幕・陸幕レベルでの撤収広報戦略は作成、それに基づき広報活動を展開。）

イ 報道協定

- (ア) 部隊・隊員の安全確保に影響を及ぼす内容（将来の活動予定、具体的編成装備等）の報道を回避するため、派遣前に報道機関との間に報道上のルールを取り交わす必要が生じた。
- (イ) 内局広報課と連携して、隊員・取材する記者の現地での安全確保並びに適時適切な情報提供を両立するため「イラク取材問題小委員会（日本新聞協会と日本放送連盟の計20社の代表で構成）」との協議の末、報道協定を締結するに至った。
- (ウ) 協定の概要（3文書）

a 新聞協会・民放連との申し合わせ

4つの基本原則：政府の説明責任、報道の自由、隊員・報道陣の安全部隊の円滑な任務遂行

申し合わせの運用は、防衛庁との「確認事項」で規定

b 新聞協会・民放連と防衛庁との確認事項

取材機会の適定・運送支援、宿营地への受け入れ、緊急事態への対応

c 立入取材申請様式による報道ルール（協定）への誓約

危険・混乱の防止、立入取材員の安全・行動に関する自己責任、各種情報の報道可能・禁止範囲等

- (エ) 今回の報道協定は政府（防衛庁）が初めて締結したものであり、報道側にとっても斬新なものであったと推測できた。

ウ 軍埋め込み型取材（エンバット取材）

- (ア) 不安定な治安情勢の地域への派遣においては、それを取材する報道機関側の安全確保も極めて重要な課題となることが予想されたため、軍埋め込み型取材（エンバット方式）も視野に入れた報道対応を検討した。
- (イ) エンバット方式の報道対応においては、取材間の安全・行動責任の問題があることから、報道機関と報道協定を締結するとともに、イラク入りを予定している記者を対象に体験訓練（記者訓練）を実施した。

エ 派遣の広報組織、編成

- (ア) イラク派遣が、不安定な治安情勢での派遣であり、現地及び国内とも関心が高まることが予想された。
- (イ) 現地における適切な報道対応のため「広報官」を初めて配置し、総員■名で編成した。

第2章 派遣準備

(ウ) 常時、ライブ中継が実施できるための3個機動広報チームと衛星通信システムを装備させた。

(エ) 現地活動状況に関する静止画及び動画のマスコミ等への配信のための装備品を整備した。なお、本装備品は、スマトラ国際緊急援助活動においても非常に効果的に作用した。

また、機動広報チーム用にIPTスーツケースをレンタルし、効果的に活用した。

(2) 教訓

ア 広報戦略の必要性に関する教訓

(ア) 広報戦略の保持が必要である。政府・庁を上げてのオペレーションであることから、政府、外務省、防衛庁が一体となった広報活動を展開するためには、政府或いは防衛庁としての広報戦略を保持する必要がある。

(イ) 上記の広報戦略に基づき、国際機関等の関係者参集の上、定期的な広報担当者調整会議等の開催により、更に、効果的なイラク人道復興支援活動に関する広報活動が可能となる。(調整会議により、時期的特性等を踏まえ、「何を」「誰に」対して広報すべきか具体化できる。)

イ 報道協定に関する教訓



ウ エンベット取材等に関する教訓

エンベット方式による取材への対応および記者訓練の重要性を認識する必要がある。

(ア) エンベット方式等の報道対応においては、記者に関する便宜としての現地治安情勢を想定した体験訓練(記者訓練)は、記者との信頼関係構築に効果的である。

(イ) 体験訓練(記者訓練)課目の一例

a 基礎訓練: 退避行動、救急法、特殊武器防護、弾薬等基礎、生存自活基礎

b 応用訓練: 襲撃等を想定した自己防護動作

エ 派遣の広報組織・編成に関する教訓

適切な広報組織と広報手段の構築は極めて重要である。

(ア) 国内における報道対応において、現場活動等の状況を、映像(動画、静止画)とともに情報提供することが効果的で、報道に繋がりやすい。

(イ) 広報官以下に対する機能別教育は組織的広報活動のため極めて有効であり、イラク派遣と同様の活動においては広報の重要性、報道対応要領、機材操作教育等のため2週間が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) 現地映像を報道機関に提供するため、編集機材（ビデオデッキ、パソコン、映像編集ソフト）が必要である。

(3) 提言

ア 広報戦略の必要性に関する提言

政府・庁レベルでの広報戦略の保持について、庁として検討する必要がある。

また、復興支援活動中の隊員の真摯な態度や突発事案対処における隊員の冷静・的確な対応が、メディアを通じて数多く報道されたが、それが現地住民の心を獲得するとともに、日本国民の派遣に対する理解と陸自への信頼を高めた。

また、海・空自とは異なり、陸自隊員が日の丸を掲げ現地住民の笑顔の中で活動する場面は、国際社会全体への日本の活動をアピールする点で、極めてインパクトが大きい。

従って、派遣前の訓練においては、隊員一人一人の行動が陸自の活動に対する国際世論に重大な影響を与えることを十分に認識させるべきである。

イ 報道協定に関する提言

今後の情勢不安定な地域への派遣に際しての報道協定の在り方等について検討する必要がある。

ウ エンベット取材等に関する提言

(ア) 政府レベルにおけるエンベット方式による取材対応のあり方を検討する必要がある。

(イ) 庁以下での報道対応態勢の確立が必要である。

派遣部隊に対する日本メディアによる現地取材の有無が、復興支援活動に対する国民の理解と支持に与える影響は極めて大きい。

したがって、現地治安情勢が悪化し、待避・渡航延期勧告がなされても、日本人記者が陸自宿营地内でエンベット取材が可能な状況。すなわち給食、宿泊、輸送及び警備等の記者に対する便宜供与が可能となる態勢を基本計画の段階から準備し、派遣部隊の負担にならない程度で実施することが不可欠である。

エ 派遣の広報組織・編成に関する提言

(ア) 今後の国際貢献における広報組織の編成・装備を検討する必要がある。

(イ) 統幕広報における編集機材の導入の検討が必要である。

6 民事－住民施策、ODA

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 15. 6. 3～6. 11 政府調査団

(ア) 参加者は内閣官房、外務省、統幕、陸幕各1名の4名、主要活動地域は、バグダッド及びバスラ

(イ) 主要調査内容は、駐留部隊の活動状況把握、コアリッションの表敬及び説明受け、バグダッド市内、バスラ市内の視察、空港、港の視察

(ウ) 各国軍への期待

a イラクにおける行政の体制確立や基本的インフラの復興のため、自己完結的な能力を有する軍事組織の活動が不可欠

b 各国軍隊への期待は様々

c 大量破壊兵器の捜索活動は継続、WMDの知識を有する専門家のニーズが高まる見込み大

(イ) 調査の主眼は、米軍支援であったが、文民活動ニーズの把握という観点での調査が行われ、本来軍の担うべきでない広範な民生支援ニーズの存在は把握、C I M I C、H A的な視点での復興支援業務の調査僅少

イ 15. 9. 14～ 10. 9 政府調査団

(ア) 英国、カタル、ヨルダン、クウェート、バグダッド、バラド、バスラ、ナシリア、サマーワ、モスル等において活動

(イ) 派遣予想地域の治安情勢調査、他国派遣部隊の活動状況把握、航空機運用に関する資料収集、民生支援の必要性等についての情報収集を実施した。

ウ 15. 11. 15～ 11. 28 PDSS (Pre Deployment Site Survey 専門家調査団)

(ア) クウェート、バスラ、ナシリア、サマーワ等において活動

(イ) イラクの情勢、環境に関する詳細な調査が行われ、派遣地域・宿营地の決定、派遣業務の決定、部隊防護等に資する情報収集が行われたが、依然としてC I M I C、H A等に関する調査は行われていなかった。

(2) 教訓

ア 政府調査団～PDSSによる事前調査

「活動地域」「活動内容」「準備事項」等を明確にするための調査が行われ、逐次、当初派遣が予想される地域の治安情勢を調査、次いで予想される給水等業務に資する情報収集が行われる等適切な情報収集努力が行われ、派遣計画の策定に反映された。今後も引き続き実施する必要がある。

イ 任務遂行環境の醸成の調査が必要

任務遂行基盤の構築という観点での調査は行われたが、任務遂行環境の醸成という観点での調査は不十分であった。

また、派遣地域住民(部族)の特性、ニーズ等は把握したが、住民への対応、住民の協力の獲得要領、高い評価を得るための活動要領等に関する視点が欠けていた。

第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 住民施策とその効果に対する調査が必要

過去の人道支援・復興支援とは任務の質が異なることを認識しないまま現地調査を重ねたため、部隊を派遣するための環境等に関する情報収集が主体となり、一般的な国情の調査に終始した。

現地における軍事的な安全確保について各国軍隊施策の確認等を行ったが、住民施策とその効果に対する調査を行わなかった。

エ 陸上自衛隊とODAとの共同という発想が必要

陸上自衛隊の活動では現地の期待に応えきれず、ODAの早期適用による復興支援の必要性が認識されているが、陸上自衛隊とODAとの共同という発想には至らなかった。

カ 現地住民のニーズの確認が必要

現地政府等のニーズの確認は行ったが、具体化には至らなかった。また、住民のニーズに対する組織的な対応及び現地住民との友好関係を構築に対する考慮は不十分であった。

16年1月の先遣隊の展開直後に、予想以上の人道復興支援のニーズが確認され、結果的には必要な情報がとれていなかったことが確認された。

(3) 提言

ア グランドデザインを描くことが重要

国情不安定な地域への派遣にあたっては、活動地域住民の民心を把握し、友好関係を構築するための施策が、任務遂行、安全確保の両面から極めて重要であり、事前調査の段階から住民のニーズ把握に努め、実行の可能性との節調の中で、

イ 現地のニーズの的確な把握が重要

イラク派遣の目的が米軍支援から人道復興支援に変化したこと、あるいは、初めての任務である人道復興支援業務に関する具体的イメージが不明確であったことから、同業務に関する具体的情報収集が行われなかったと推測されるが、政府調査団等の実質的な主目的が派遣可否を決定することであったとしても、派遣された場合の活動内容等を、具体的に提示し得るように準備し、現地のニーズを的確に把握し、派遣計画に反映しなければならない。

ウ 派遣部隊の具体的な能力の提示が重要

現地ニーズの把握に当たっては、派遣部隊の具体的な能力として一例を提示しなければ、現地の反応も漠然としたものとなり、派遣部隊の編成装備、派遣後の活動のグランドデザインを描くことが困難となる。また、事前調査によりある程度ニーズを具体化しておかなければ、活動開始後に具体的なニーズが判明して復興支援業務が後手を踏むことになる。

第2章 派遣準備

エ 友好関係を育てる信頼関係の構築のための検討が重要

外国の軍隊が自宅の前を横行することをイメージし、現地住民等がどのような眼差しで我々を迎えるのかという視点での情報収集、心情理解に努め、それをどの様に緩和し、友好関係を育て信頼関係を構築していくのか考える必要がある。

オ 人道復興支援の目的・目標を確立した上で情報収集活動を行うことが必要

今回の活動で人道復興支援業務に関するイメージができたことから、次回の派遣においては人道復興支援の目的・目標を確立した上で、現地住民の具体的なニーズ等人道復興支援業務に直結する情報収集活動を行うことが必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

7 法 務

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 損害賠償

業務支援隊長に損害賠償権限を付与するとともに、「見舞金制度」の適用も可能とした。

この際、「見舞金制度」については、①支給対象を拡大して仲介人など被害者以外にも支給可能、②国内法で免責される場合等の見舞金の増額、③損害賠償の性質を有する見舞金の運用を可能にして、現地の実情に応じた賠償が実施できるような枠組みの構築を図った。

時 期	内 容
15. 12. 24	≡ 1、≡ 2 内局調整
15. 12. 25	≡ 3、≡ 4、≡ 5 内局調整
16. 1. 5	≡ 6 内局調整
16. 1. 9	≡ 7、≡ 8 内局調整
16. 1. 13	長官の承認（賠償権限の委任）
16. 1. 20	通達の発簡（見舞金の支給）
16. 1. 27	通達の一部変更（秘の部分）

イ 災害補償

①海外派遣中の災害に関しては公序良俗に反する行為を除き公務上の災害とする、②イラクにおける活動に特別公務災害を適用する、③発生報告手続の簡素化により、現地の活動の実態に即した災害補償制度の運用を図った。

15. 8. 1	○ 公務災害認定基準の指針（人事局長による指針） 海外派遣中の負傷・負傷による死亡は、公序良俗に反する行為を除き公務上の災害とする。
15. 12. 25	○ 特別公務災害の適用される職務の拡大（人事院規則162の改正） イラク人道復興支援活動及び安全確保支援活動を適用
16. 1. 9	○ 公務災害の報告の特例（陸示達32-8陸上自衛隊災害補償規則の改正） イラク人道復興支援活動等に従事する部隊の長が当該認定者に報告
16. 1. 9	○ 公務災害発生報告書の特例による簡素化（通達の発簡） 規則による1号紙から3号紙までの報告書を1枚の報告書に変更

ウ 撤収時等の物品の取扱

(ア) 物品の譲渡の法的枠組み

現行法制の下では庁・陸自に物品譲渡の権限がなく、譲渡のためには手続に日数を要することから、撤収の際に現地に残置する物品について、不要決定の後破棄又は売り払い処分等による事とした。

(イ) 緊急破棄の法的枠組み

情勢悪化に伴い緊急に離脱する場合に想定される、離脱時に携行不能な装備品の緊急破棄に関する物品管理法上の法的枠組みがなく、「緊急避難」等を適用することとした。

エ 刑法の適用と懲戒処分

派遣先においては、国外犯規定のある犯罪のみが刑事処分の対象となる。他方、懲戒処分はこれとは異なる枠組みで律せられ、国外犯規定のない犯罪も懲戒処分の対象となり得るものであるが、認識の統一がなされていなかった。

(2) 教 訓

国内法及び関係諸規則の適用に関する認識の統一

国外任務において適用される法規の枠組みについて整理して、各種法規の適用又は非適用について、認識の統一を図る必要がある。

(3) 提 言

物品管理等に関する法的枠組みの整備

政府、庁及び陸自レベルにおいて、活動のために必要な、物品管理、国家間の損害賠償請求権の取扱等、法的枠組みの構築が必要である。

第1編 イラク人道復興支援行動史

8 情報

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣地域の選定

(イ) 各種調査団の派遣

a 経緯

15. 6. 3～ 6. 11	政府調査チーム派遣
15. 9. 14～10. 9	政府調査チーム参加
15. 9	バグダッドにLO配置
15. 11	英・蘭本国司令部にLO派遣 バグダッド・バスラにLO派遣（同月初旬～）
15. 11. 15～11. 27	専門調査チーム（PDSS）派遣

b 政府調査団の派遣・参加

陸幕幕僚が調査団員として、政府調査団（15年6月上旬）、政府調査団（9月中旬から10月上旬）、更にPDSS（専門調査チーム：Pre Deployment Site Survey）（11月中旬から下旬）に参加した。

各種調査団への同行を通じて、当初派遣が予想される地域の治安情勢を調査、次いで予想される給水等業務に資する水源等についての情報収集等を行った。

派遣地域が概定した10月以降に派遣されたPDSSにおいては、復興支援業務（派遣地域・派遣業務）の決定に資する情報収集を行った。

c 地域選定の過程



イ 調査部における地域選定過程

(ア) 検討の前提

派遣の具体的検討には、早期に候補地を見積もる必要性があった。15年5月頃から、調査部は防衛部及び装備部等と連携して、本格的見積を開始した。その際の前提事項は、①派遣部隊の任務は、人道復興支援（給水、医療支援等）を主とし、多国籍軍支援を従とする、②派遣期間は3～4年、③武器使用権限は正当防衛の範疇まで（治安維持任務は不可能）とした。

(イ) 検討要領

a 全般

検討の段階的区分（3段階に区分して実施。ただし、①と②は、同時並行的かつ継続的に実施）は、以下の通りであった。

- ① 派遣に最も適する地域の概定段階
- ② 地域概定に伴う派遣に適する都市の概定段階
- ③ 都市概定に伴う宿営場所の概定段階

派遣場所の検討にあたっては、前提とした任務及び武器使用権限等から治安情勢（今後の推移含む）を最も重視した。

b 検討要領

派遣選定に当たり次の事項に関する情報資料を収集した。

c 派遣地域選定のための思考過程

思考過程の第1段階として、「予想される任務（ニーズ：人道・復興支援活動及び米英軍等に対する支援」、第2段階として、「地域の特性（復興・治安・統治状況及び各国の復興支援状況）」及び「任務遂行上の考慮要件」を、思考過程に加えた。

第3段階として、派遣に適する地域の優先順位を案出した。本思考過程は、派遣都市の検討においてもほぼ同様であるものの、任務遂行上の考慮要件にの観点を新たに追加した。

d 派遣地域についての結論

任務遂行上の考慮要件

を比較検討した結果、派遣地域として、適するのは南地区、中部地区の順であった。その理由は、を重視して決定されたが、イラク北部は、トルコ内で約1000Kmの兵站線が必要となるとともに、冬季トルコ南部の山地地帯は、凍結、車両の機動が限定されていた。イラク中南部は、クウェートを基点とした場合、500Km以上の兵站線を維持する必要があった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

e 派遣都市の検討

(a) 全般

基本的には、派遣地域の検討と同様の思考過程で実施したが、任務遂行上の考慮要件に、

を考慮要件とした。

更に、を最も重視するとともに、適当な規模のニーズの存在を考慮した。

(b) 結論

が候補地となった。なお、イランとの国境付近（イラク東部）については、イランによる政治的介入兆候に関する情報があったこと等から、検討の枠外とした。

ウ 「イラクハンドブック（資料集）」の作成の経緯と要領

(ア) 本ハンドブック作成前の状況

イラク復興支援に陸自の部隊派遣が決定された場合、年度の業務計画に大きな影響を与えるとの判断から、保有していた一般的なイラク地誌資料（湾岸戦争以前の地域情報が主体）では不十分であり、最新かつより詳細なイラク地誌が必要となった。このため、調査4Gp、中央資料隊、中央地理隊が主体となって保有イラク地誌を更新、拡充して作成した。

(イ) 作成の要領

中央資料隊が作成を担当し、部隊等の使用の容易性の観点から、努めて低い秘密区分になるよう主として公開資料を基に、本冊には最新の地図の添付に着意し、地図がない場合は、衛星写真を活用した。別冊には簡単なアラビア語を掲載した。

(ウ) 細部作成要領

記述内容の選定にあたっては、以下の事項に留意した。

① イラクに派遣される隊員が一般常識として知っておくべき知識

（イラクの外観（一般的地誌、歴史、宗教の特性、現地有力者・主要連合軍関係者の基礎事項等）

② イラクの地域的特性から注意すべき事項

（宗教・習慣上の禁止事項、現地の道路運行マナー、有害動植物、注意すべき病気（症状含む）、気候（気温、降雨、砂嵐等）等）

③ 現地での活動する際に必要な情報

（各地域の詳細な地図及び写真、連合軍の補給幹線、連合軍及び連合軍等に対して使用された武器の性能諸元、襲撃要領及び理由（公開情報で入手し得るもの。）

(2) 教 訓

ア 早期の調査団派遣

早期の調査団派遣は、今後も行う必要がある。ただし、調査団における情報収集環境（調査団の頻発による米軍側の反発、調査団参加者の情報収集環境上の制約）は、日本の政治的環境に起因するため抜本的に改善することは困難であり、今後の派遣においては上記のような制約があることを当初から念頭において業務を行う必要がある。また、次回の派遣においては人道復興支援の目的・目標を確立した上で、現地住民の具体的ニーズ等人道復興支援業務に直結する情報収集が必要である。

イ 有識者・知見者の活用

軍事的な情報源が少ない地域における情報収集においては、有識者・知見者の活用を図る必要がある。

ウ P D S S の情報収集における E E I の確立

イラク型派遣においては、復興支援という戦略目的をしっかりと見極め、事前の情報収集のための E E I を確立する事が必要である。

活動全般にわたる各種情報収集、ニーズについて分析し、収集項目を明らかにするとともに、収集項目に基づいた適切な P D S S の編成について検討する必要がある。

エ 情報要員の先行派遣

努めて必要な情報を先行的に収集できる態勢を組むことが望ましい。今回不足した情報の一例としては、[REDACTED] 初回派遣部隊である第1次部隊の特性上、派遣準備に資する情報収集のため、教育訓練開始前に第1次部隊から要員数名の派遣について考慮する必要がある。

オ 必要な部隊等に対する必要な情報の速やかな伝達

国際任務が本来任務化され、PKF本隊業務等、より危険な任務が付与された場合、情報の欠如は部隊の準備に大きな影響を及ぼす。したがって、部隊に対する情報の伝達を最重要視し、派遣準備特に現地情勢見積、教育訓練に資する情報等、対象を限定して適時に伝達すべきである。

(3) 提 言

ア 調査チームに専門家である自衛官を参加させるとともに、派遣準備進捗段階に応じた E E I を付与

政府調査団の段階から、陸自として白紙的に想定しうる任務（医療、給水、施設、輸送等）についてニーズや実行の可能性を判断しうる専門家の派遣が必要

また、陸自として時宜に適した E E I を明示することが重要

イ [REDACTED]

第1編 イラク人道復興支援行動史

9 情報通信

(1) 陸幕の準備した活動基盤

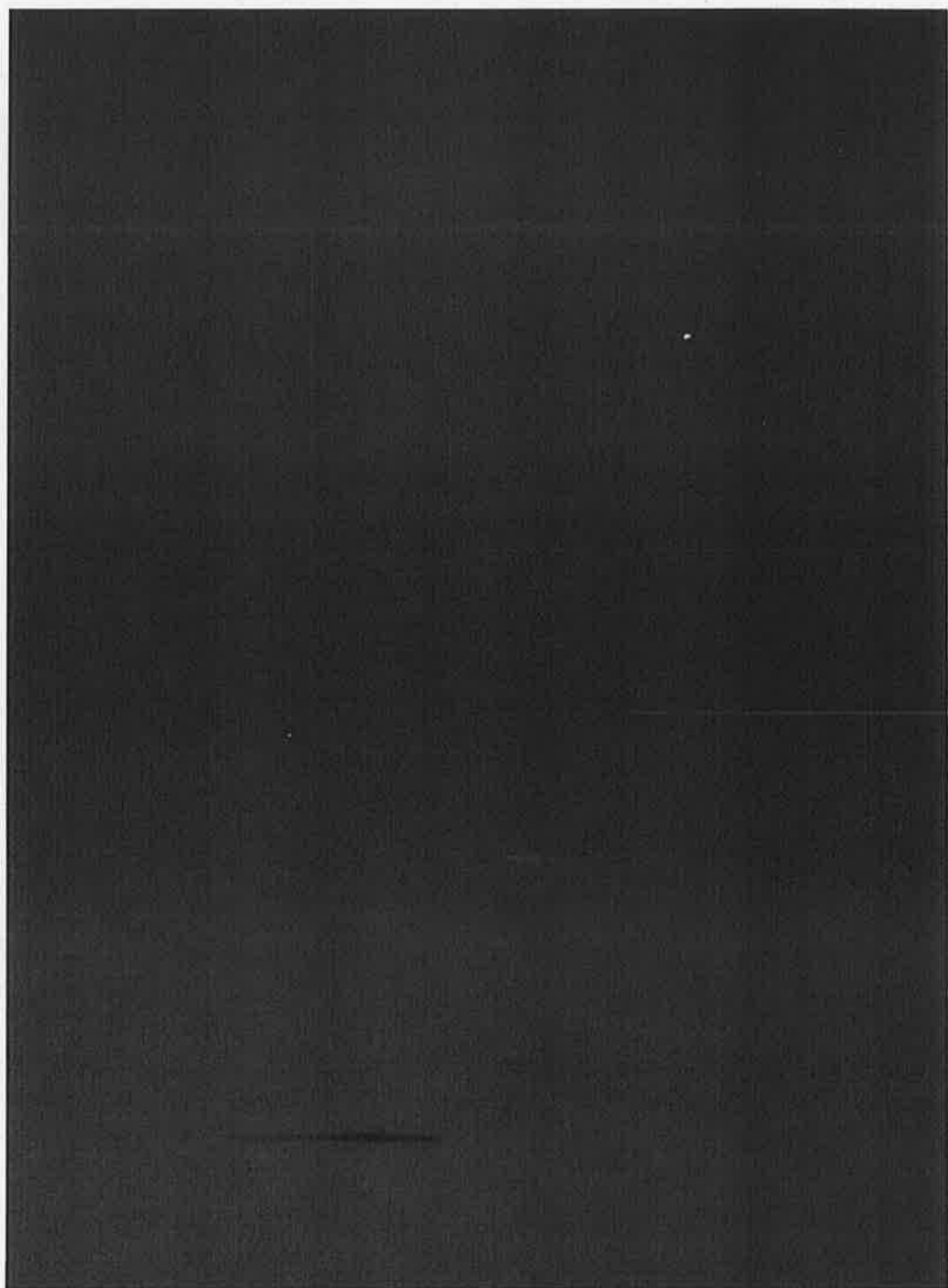
ア 民生通信機材の活用

機種名	機能等	通信機材

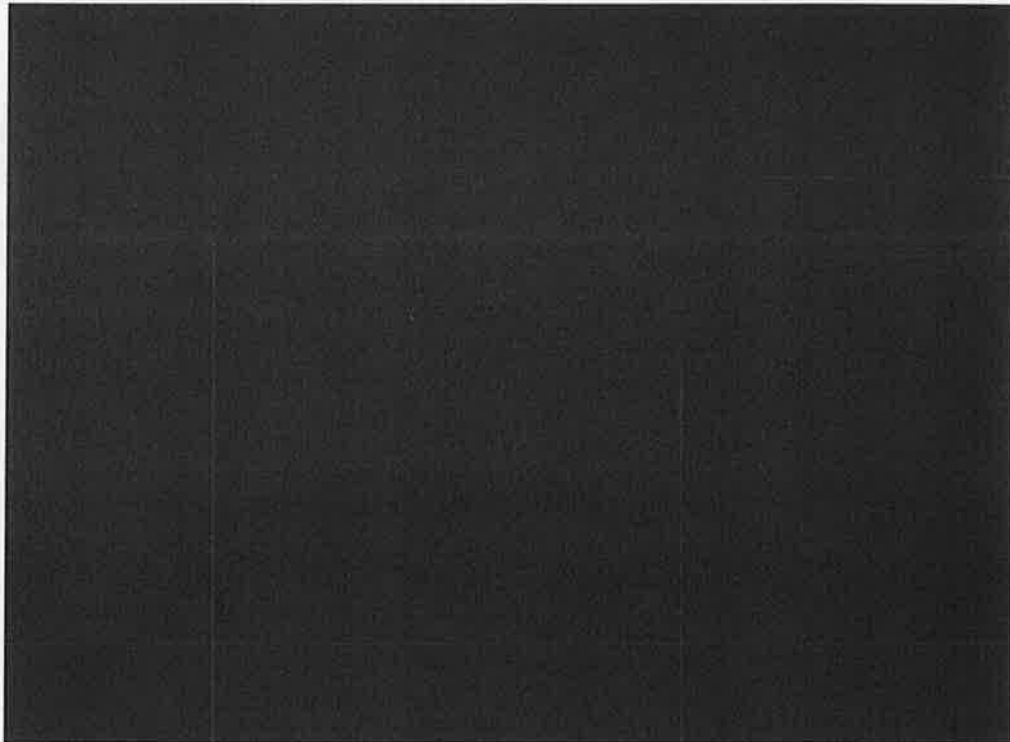
第 2 章 派遣準備

機種名	機能等	通信機材

第1編 イラク人道復興支援行動史



第2章 派遣準備



ウ 国際貢献装備の取得・定数化

国際貢献物品をIQ派遣決定後、地域の気象・地形等の情報を入手して、急遽（器材の仕様を検討し）調達した。

（2）教訓

ア 民生通信機材の活用に関する教訓



イ

に関する教訓



第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 国際貢献装備の取得・定数化に関する教訓

(ア) 宿営地の警備用器材等の平素からの準備が必要

短期間かつ準備不十分な状況で調達を検討した際、保全上の制約等によって関連企業との調整が制約された結果、調達器材リストが限定された。これにより、現地での機能発揮（酷暑対策等）に一部支障をきたす例があった。

国際貢献において、宿営地の開設・運営等部隊で共通して使用する器材（宿営地の警備用器材等）は、平素から準備（取得・定数化が最も望ましい。）しておく必要がある。

(イ) 平素からの各種条件に応じた器材準備の検討が必要

器材の要求性能を正確に策定するため、運用構想（人員の展開規模、宿営地の広さ、）や環境条件（使用環境の限界値、使用目的）の早期提示が必要である。

また、平素からの各種条件に応じた器材準備の検討が必要である。

(ウ) 空調機に関する動作保証範囲の規定の明記が必要

通信器材用シェルタの空調機の動作保証範囲が外気温45～50℃であったため、派遣先の環境に適合する空調機と交換するとともに、空調機への電力供給可能な電源（発動発電機）に交換する必要があった。また、政府調達物品（特に電源器材）は、調達が派遣に間に合わず、部隊装備から管理換を実施した。

NDS規格では、シェルタ内器材の温度特性は規定しているのみだが、これを補償する為の空調機の動作環境に関する規定も明記する必要がある。

(エ) 国外任務を想定したコンピュータシステムを平素から準備しておく事が必要

IIRS（人道復興支援システム）の取得に際して、我が国の環境（高温、砂塵、使用できる電源の状況等）と大きく異なる地域における活動に使用するために、耐環境性パソコン及び周辺機器を調達した。この際、予備費による調達を余儀なくされ、国外派遣部隊の派遣時期に間に合わせるためにメーカー側は予算確保の担保がない状況で積極的に支援（8月より部品を調達し先行的に製造等）をした。耐環境性パソコン及び周辺機器は、平素の需要が限定されるため、メーカー側も十分な在庫を保有していない状況であり、かつ、製造に時間を要するという特性がある。

耐環境性が要求される国外任務を想定したコンピュータシステムを平素から準備しておく必要がある。この際、システム構成に関しては、衛星通信器材、情報保証器材（主として秘密保全関連）等を含め、総合的に検討する必要がある。

(オ) 補給整備上の効率化

近距離暗視装置には冷却ガスを使用するタイプ(JGVS-V4、JGVS-V7)と使用しないタイプ(JGVS-V7-B)があるが、現地における補給状況を考慮して、冷却用ガスを使用しないJGVS-V7-Bを携行させた結果、冷却用ガス（アルゴンガス）の取得及び充填業務が省略でき、補給整備上の効率化を図ることができた。

(カ) 運用の融通性を拡大するための多機能化

近距離暗視装置V7-Bの供給電源は、車両電源又はバッテリーであるが、器材運用要領の変更に伴い、直流電源装置からも電源供給できるよう、鰐口の端子(JGV5-V4用)をV7-Bの台数分追送した。車両電源等から電源供給している装備等の内、長期連続運用する器材等については、発動発電機等から電源を確保できる体制検討が運用の融通性確保の観点からも有効である。

運用の融通性を拡大するための多機能化等の検討は重要である。また、補給整備上の効率化を図る等業務の軽減に留意することは常に必要である。

(キ) 害獣対策

現地における有線構成(通信線、LANケーブル等)は、当初、施設間は埋設主体、天幕内等は架設等により構成したが、6ヶ月経過した頃から埋設した通信線は雨等により、また、架設した通信線は害獣(主として鼠)により障害が発生した。このため、電柱等を現地で調達するとともに、屋外用の光ファイバーケーブル及びカプサイシン(唐辛子)を練り込んだLANケーブルを追送して対応した。

架設有線が鼠によって損傷されることがあるということを銘記しておく必要がある。

(ク) 調達における特別配慮が必要

現地調達においては、国内と同一期間、手続き等では所望の物品を調達できない可能性があるため、調達においては特別の配慮(写真の配布等)が必要である。

(3) 提言

ア 民生通信機材の活用に関する提言

(ア) 常に最新の民生品の衛星通信器材及び海外使用衛星通信装備品に関する参考資料を各方面隊が教育のため閲覧できるようWeb上に展開すべきである。

(イ) 学校教育において民生品の衛星通信器材(骨幹)及び海外使用の衛星通信装備品の概要教育を取り入れ、基本素地を高めるべきである。

(ウ) 今後、国際任務を有するCRF通信小隊の特技者に対し、当面NTT等を活用した優先的な教育を実施して、識能を向上する。また今後、国際活動教育隊において、携行型の衛星通信器材の使用者教育及び骨幹衛星通信器材の専門教育を一元的に実施できる態勢を整備すべきである。

イ

ウ 国際貢献装備の取得・定数化に関する提言

(ア) 次に示す宿営地の警備用器材等について、平素から取得し準備しておくべきである。

これが困難な場合は、世界各地の気象・データ等を考慮し、調達予定器材をリストアップするとともに、防衛関連企業等に対して一般的な情報として提供し、迅速な調達等の基盤を確立する必要がある。

第1編 イラク人道復興支援行動史

- 
- d 政府調達物品に対する調達時の公示期間短縮等の特例処置又は国際協力活動対応装備として平素から保有しておく必要がある。(発動発電機、無停電電源、変圧器、直流電源等の調達が派遣に間に合わなかったことから)
- (イ) 迅速的確に器材を調達するため、平素から宿営地の規模に応じ、任務に対応できる器材等の性能諸元を把握するとともに、準備しておく必要がある。(標準的な器材については、中央即応集団の編成により平素からの準備が可能となると思われる。)
- (ウ) 海外任務に対応するため、NDS規格においても(MIL規格のように)世界各地の環境条件に適合可能な規定(c x. MIL-STD-810「中東地区」)を設け、派遣に際して改造する必要がないよう平素から準備することが必要である。
- (エ) 政府調達物品調達時の公示期間短縮等の特例措置の検討
- (オ) 国際協力活動対応装備としての装備品又は備品としての保有
- (カ) イラクで使用したHRSについては耐用年数に近づいているため、平成20年度要求でHRSシステムを確保して今後の事態に対応する必要がある。
- (予算要求に際して、翻訳ソフト、法令ソフト等が査定落ちし、実行で調達したが、海外派遣用には総合的なシステムの構築が必要である。)
- (キ) 長期任務に対応できる情報通信施設資材(吉獣を全てにおいて想定)を平素から準備し、携行させる。
- 

10 兵站—兵站支援、装備

(1) 兵站支援

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 全 般

本派遣の兵站は、過去の枠組み（PKO型、兵站は国連からの支援受け）と異なる枠組み（自ら兵站支援態勢を確立・維持）の中で行われた活動である。

準備段階においては、派遣の意志決定・派遣時期等が浮動する中で、過去最大の物量を水面下で先行的に準備し、派遣時期に間に合わせた。

また、派遣の枠組み（編成規模600名）に対応した兵站支援態勢（サマーワにおける抱え込み及び部外力の活用）と兵站線を考慮した活動地域の選択が継続的な兵站支援を可能とした。

(イ) 15. 6

a 政府・庁・陸幕・方面等による派遣検討に並行し、装備品等の準備の担任を予定する北海道補給処においても、業務の統制・調整の強化のため、PJ（のちの支援本部）を設置するとともに、年内派遣を予期した派遣支援業務（装備品の改造、管理換、調達等）に関する検討を開始。この際、陸幕装備部は、実行部隊である補給処との間の業務調整系統を確立し、準備に必要な各種情報を共有するとともに、準備の可能性を確認しつつ派遣計画を策定

また、イラク派遣全般の兵站支援態勢については、「イラクにおける兵站的独立性を基本とし、クウェートを有効活用」する案を保持

b イラク特措法制定前、かつ、派遣部隊の任務範囲、編成案、活動地域、派遣時期等が全く予測できない時期尚早段階で、陸幕から派遣準備実行部隊である補給処までが可能な限り先行的に業務を実施したことにより、

装備品等の準備が完整

c 陸自の海外派遣のための準備は、

役務輸送主体で発

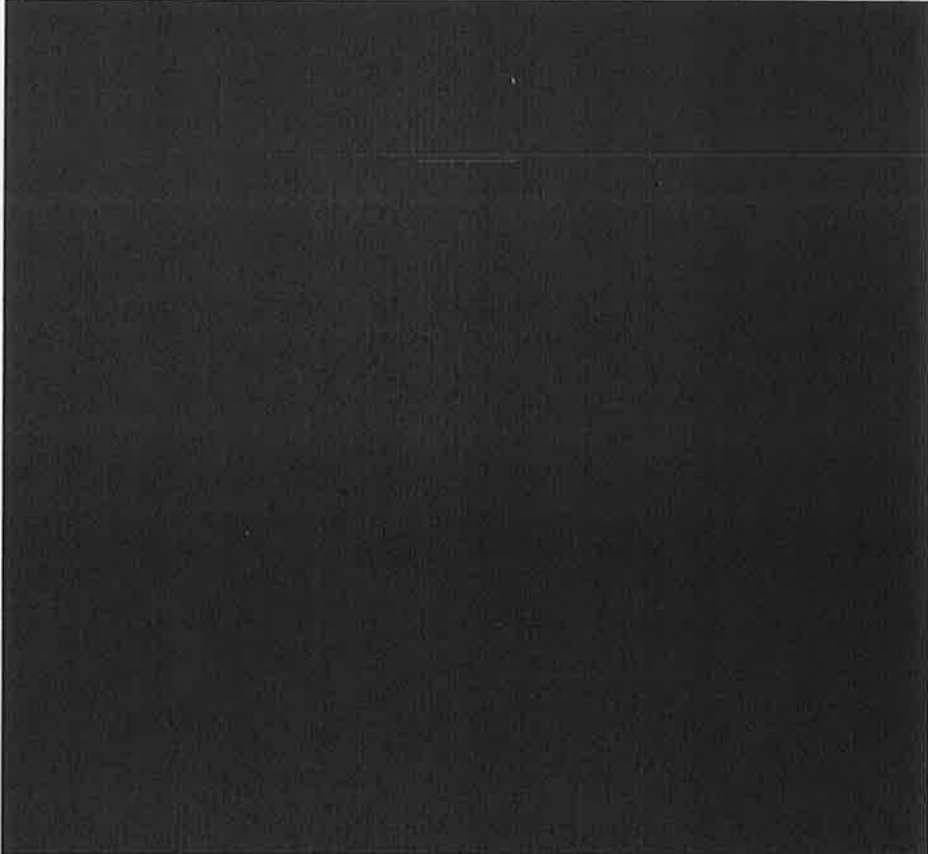
送する形態。したがって、派遣準備は、陸幕が構築した枠組みの中で発送業務を担う各末端部隊が一体化することにより、迅速、かつ、運用ニーズに吻合した派遣準備が可能

本派遣は、陸幕と派遣準備の実行部隊である補給処が派遣検討段階の早期から業務調整系統及び膨大な装備品等と輸送力を吻合させるための強力な統制・調整組織を確立したこと、補給処及び輸送役務企業の現場に1年前経験したET支援のノウハウの蓄積や業務経験者の存在があったことが政治プロセスの流動化に鈍重な兵站が対応できたのが要因

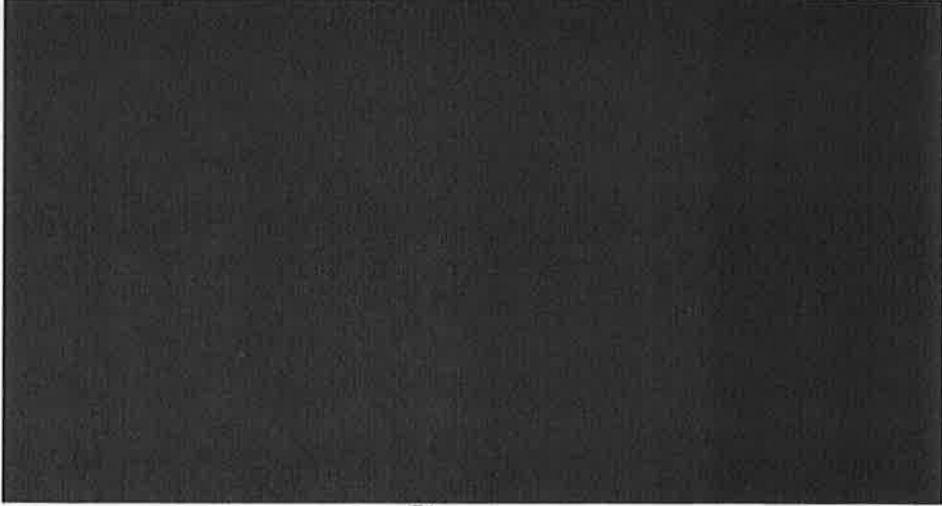
また、イラク派遣全般の兵站支援態勢については、実施計画に定めるところの派遣規模の範囲内において復興支援等各種任務を遂行するため、中継点（クウェート）において最小限の機能（調達、輸送等）を保持し、他は本邦からの追送と現地調達、同盟国へ依存することとした。ただし、

第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) 15. 10. 20



(エ) 15. 12. 19



第2章 派遣準備

[REDACTED]

(オ) 16. 1. 16

[REDACTED]

(カ) 16. 3

陸幕装備部から現地に要員を派遣し、現地整備、洗浄施設の確保等の可能性を検討し、整備については、現地整備不可能な防衛専用品は本邦へ後送、民生品は可能な限り現地整備（外注及び技術者派遣）を追求する態勢を確立

(キ) 16. 5. 1

[REDACTED]

(ク) 16. 9

[REDACTED]

第1編 イラク人道復興支援行動史

イ 教 訓

(ア) 陸幕行政と実行部隊等の一体化が必要

装備品等の準備は、派遣準備業務中、最大の予算と官民併せた最大の隊力を要し、現地における活動の成否を左右。このため、常に実行の可能性を前提とすべき業務であることを銘肝することが必要。

業務の枠組み及び派遣日程を決定する際は、陸幕行政と派遣部隊・兵站支援部隊・端末地部隊が一体となることが必要。特に、指揮系統の他、情報の速達・共有、積載装備品と輸送力の不吻合対応等のための結節を排除したダイレクトな業務系統の構築が必要

(イ) 極めて複雑、かつ、膨大な統制・調整が必要

全国から装備品と調達品を集積し発送する業務は、関係部隊・機関及び役務業者を組織的に統制・調整する大事業。派遣決定後の迅速な出国のためには、予算執行に伴い開始される調達品の集積及び装備品の集積と、集積した装備品等を派遣梯隊ごとに交付する工程を吻合させ、これらの実行の可能性を踏まえた派遣日程の決定が必要。特に、装備品等を準備する実行部隊においては、膨大な物量及び複雑な業務処理並びに上級・被支援部隊等の要求に即応するための強力な統制・調整組織が不可欠（機能別・物別組織にかかわらず、横断的に統制・調整力を発揮し得る組織が必要）。

また、装備品等の携行基準（発送の優先順位）は、現地の安全確保上のニーズを踏まえた宿营地構築工程と吻合させることも必要。迅速な部隊展開のためには、航空輸送が有利（本派遣ではアントノフ37機使用）だが、1回の輸送量が船舶輸送に比して大きく制限され、手続も煩雑であるため周密な統制・調整が必要

(ウ) 海外派遣における支援態勢の確立が必要

また、過去の海外派遣においては、国内活動を前提とした諸規則に則って派遣業務を実施してきたが、今後は、海外派遣・活動機会の増加・常態化に対応し得る支援態勢、規則、基準等の構築が必要

例えば、海外における兵站支援基盤の保持については、中継基地に最小限の兵站機能を持させ、追送と現地調達を基本（今回）とするのか。または、撤収までを考慮した総合的な兵站支援が可能な中間兵站組織を保持するのか。MSRの防護要領はどうするか。装備品等の準備は派遣部隊差出方面隊に担任させるか否か。業務の総合的便宜性から端末地を固定化するのか否か。基盤確立のための装備品等の現地搬入は一括か逐次か。派遣部隊の物品管理要領（現行物品管理法では、部隊の編成完結と同時に分任物品管理官が設置されるが、それ以前に装備品等を交付・発送する場合は、交付先部隊が存在しない。）等の検討が必要

また、関係部隊がそれぞれ担うべき役割及び実施すべき業務について教訓として蓄積し、じ後に反映出来るような枠組みを構築することも重要（教訓業務の組織化と施策化）

（エ）派遣準備期間短縮のためには恒常態勢下の準備が不可欠

装備品等の準備所要期間は、集積段階が2/3であり、この期間の短縮が準備期間全体の短縮に直結。したがって、恒常態勢下での準備（調達所要見積、仕様書の完成、点検・整備・手続き等の管理換調整）の程度に左右

本派遣の集積段階で特に時間を費やしたのは装備品の改造。将来的には、平素から準備を推進（研究開発段階から着意）することが重要

（オ）海外活動に対する当事者意識の向上が必要

品管理担当者の強烈な意識改革が必要。

各級指揮官及び物

（カ）装備品等輸送の主体は役務

a 海外派遣は民需に影響

本派遣では、総輸送力の99%を民間輸送力に依存しており、民航貨物機アントノフを述べ37機利用。ただし、アントノフは世界に3社（27機）存在するのみであり、これら確保の可能性は、民需や米軍等展開時の動向に影響。また、コンテナも772本使用したものの、他国への物流集中の影響からこの程度が限界

このため、今後は、海空輸送力の積極利用を図る等、統合輸送体制を強化し、自衛隊行動時の民需への影響を最小限にする体制整備が必要

b 輸送端末地（発送港）が保有すべき要件

補給整備部隊等との距離、使用（受け入れ）の可能性、警備の容易性。特に、船舶港は、装備品集積のための空間（地積・倉庫）の有無、専用埠頭の有無等が重要

c 良質な輸送力確保のための一括契約の追求

装備品等の発送業務を担う補給処にとって、輸送役務契約の締結は、極めて

第1編 イラク人道復興支援行動史

重要な結節であり、業務所要に大きく影響（例えば、船舶港が室蘭か苫小牧か小樽かで準備要領、警備隊力所要等が大きく変わり、発地から着地まで同一企業による受注か否かが、調整所要を左右）

このため、契約内容は、輸送の柔軟性、端末地における業務の軽減、艀・不測事態時の対応の容易性の観点から、梱包、パン詰、陸上輸送、荷役作業、倉庫・事務所等の港湾施設の使用、現地到着後の輸送等一連の業務全てを含んだ一括概算契約が有利



また、本派遣において、部隊の現地活動基盤確立の容易化を目的として作成された派遣部隊支援システム（仮称）は、陸自として施策化されたものではなく、補給処が独自に開発したソフトウェアであり、他業務への汎用性は皆無

今後は、国内外を問わず、陸自内全ての物品をリアルタイムで現況把握し得るシステムの整備が必要

（ク）CRFへの反映事項

a 派遣準備の枠組み

CRFは、独自の兵站組織を保有していないため、海外派遣時の装備品等の準備は、これまでの派遣準備と同じ枠組み

b 派遣態勢の確立

（a）専用装備品（備品）の整備

海外派遣の活動、特に、部隊の自己完結性の保持に必要な物品（宿営・生活関連器材等）を平素から準備（必要な改造を含む。）するとともに、これらを使用した教育訓練が必要

（b）派遣確定に伴い必要となる対応を最小限にするための処置

調達見積、仕様書の準備、規定経費による先執行、時間を要する改造等の事前処置により、調達期間を短縮

（c）派遣準備から基盤確立（宿营地準備）までの教育訓練が必要

海外派遣時の行程を大別すれば、①派遣準備～②部隊展開～③基盤確立（宿营地準備）～④現地活動～⑤再展開となり、本派遣と同規模の海外派遣であれば、

現地活動については、基本計画（任務）によって内容が左右されるが、①から③までは任務にかかわらずおおむね同業務であり、海外派遣において最大の隊力、予算、時間を要するもの

このため、③基盤確立（宿营地の準備）までの業務をいかに整齊と実施で

第2章 派遣準備

きるかが課題（陸自の評価及び海外派遣の成否に直結）

ウ 提 言（将来体制等への反映）

（ア）海外派遣における兵站態勢（制度・基準等）の検討

- a 装備品等の準備担任・端末地の固定化及び携行要領・携行基準
- b 法令、予算の仕組みの理解と海外派遣に適応した陸自物品管理諸規則の整備（補給・整備規則等）

（イ）準備期間短縮のための平素の準備の推進

- a 専用装備品（改造品を含む。）の整備及び管理要領の確立
- b 各級権限下で実施可能な調達上の措置の整理（恒常態勢、庁内準備、予算措置以降）
- c 整齊円滑な派遣に資するための教育訓練の実施
- d 教訓の収集・蓄積・普及の施策化
- e 各級指揮官等の意識改革

（ウ）状況に応じた兵站支援態勢の確立

- a 海外派遣の終始を通じた兵站組織・支援要領（準備から撤収）
- b 陸幕行政と実行部隊等の一体化
情報の速達・共有等のための結節を排除した業務系統の確立
- c 兵站部隊内における強力な業務統制・調整組織の確立

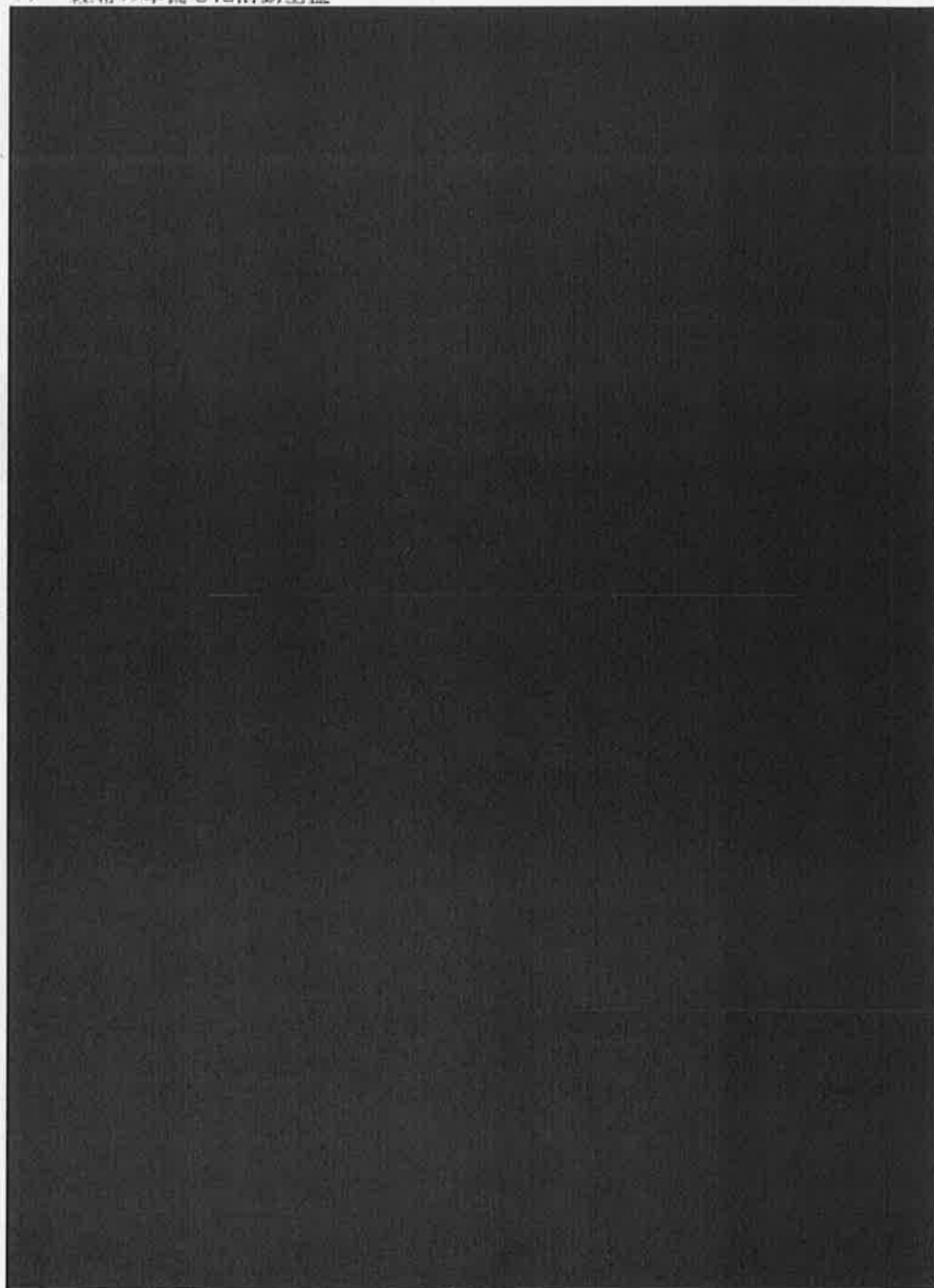
（エ）融通性ある輸送力の早期確保のための一括概算契約の追求

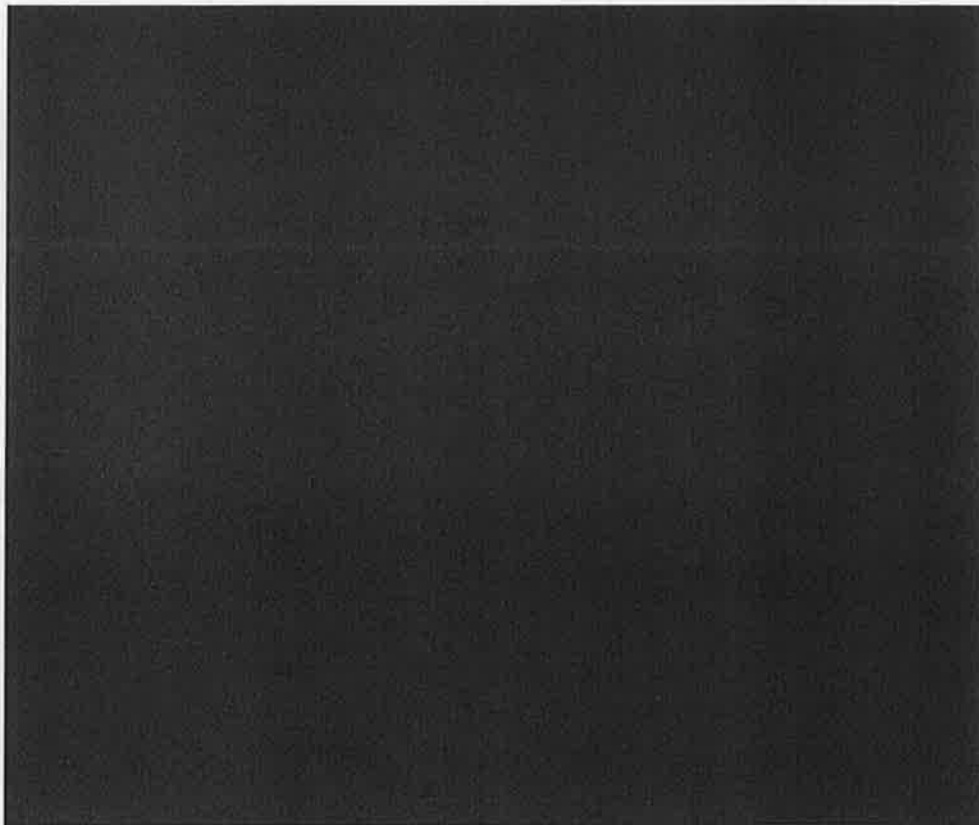
（オ）統合を前提とした物流体制（補給・輸送の吻合）の整備

第1編 イラク人道復興支援行動史

(2) 装 備

ア 陸幕の準備した活動基盤





イ 教訓

(ア) 派遣全般を通しての教訓

装備は、派遣隊員の安全を直接左右し、現有装備品の改善・新規取得により派遣基盤の構築に寄与するものであり、イラク派遣現地において実状況下で運用されるものであった。

- a 任務及び派遣環境に対応するため、装備品の改善・改良、新規装備品の導入を迅速かつ適切に実施する必要がある。
- b 国際任務（専用）装備品の整備を推進する必要がある。

(イ) 派遣準備間～基盤確立

安全確保を最大限に考慮する必要がある、派遣隊員の安全確保を追求し、そのために必要な装備に限定して準備した。通常に比して極めて短時間で準備する必要がある、通常の開発、調達要領では期間的に困難であったが、努めて派遣当初から迅速に導入した。中東地域であるイラクでの使用を前提に準備するものであって、日本国内の環境条件を越える酷暑、砂塵等の厳しい外因条件でも使える装備を準備した。

- a 安全確保のための現有車両等の耐弾性向上、小銃の改造等

第1編 イラク人道復興支援行動史

b 現地の環境に対応するための現有装備品の改善及び新規装備による防暑・防塵対策

国内開発装備品は国内運用から性能を規定し、国外のより厳しい環境では脆弱であり、国外の厳しい環境には未対応

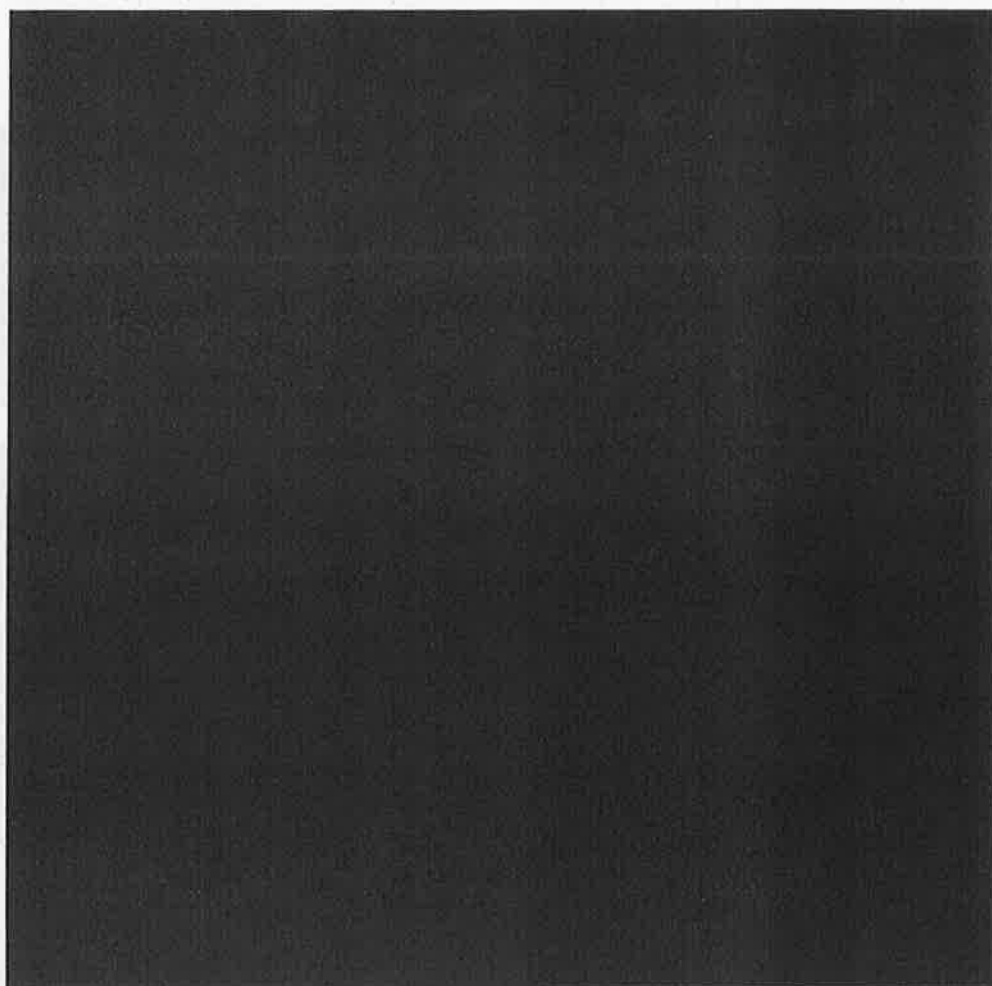
c ヘリ派遣検討

d ロケット攻撃等対処のためUAV、監視器材等の導入

e

ウ 提言

第2章 派遣準備



第1編 イラク人道復興支援行動史

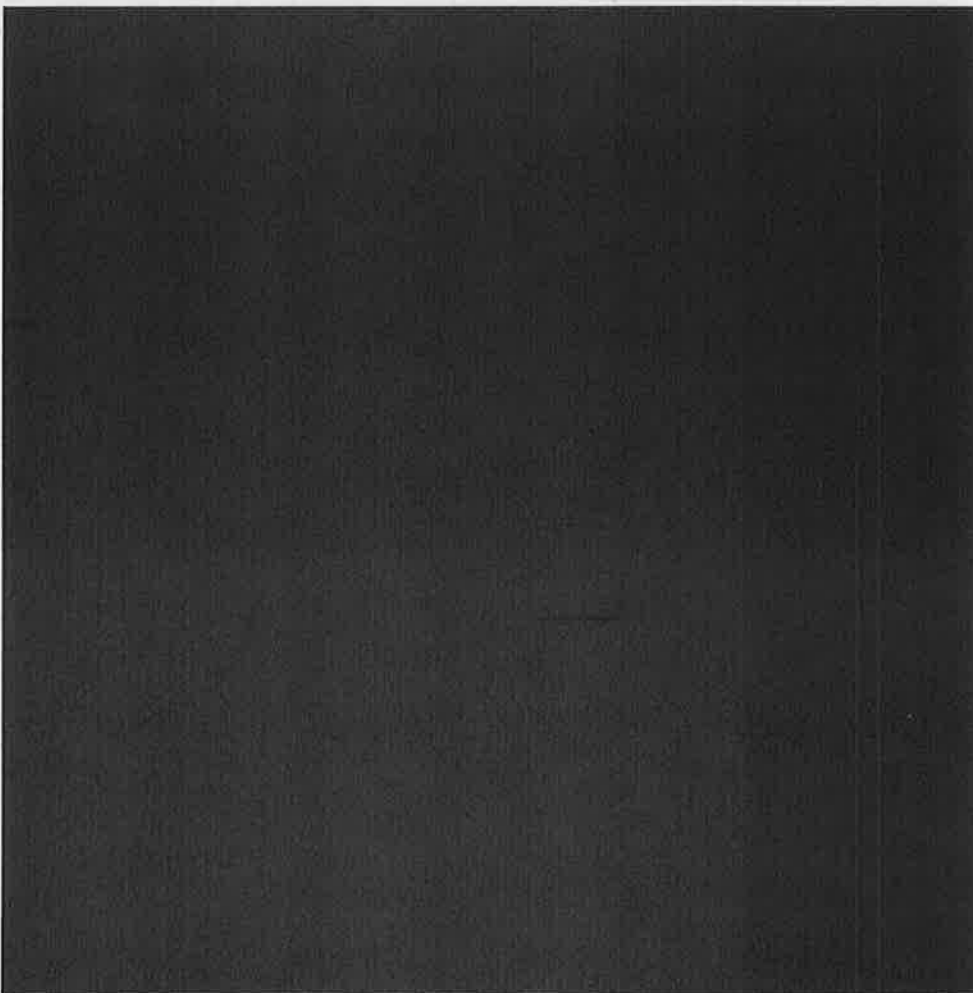
1.1 教育訓練

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 全般



イ 事実経緯



(2) 教 訓

ア 本来平素から訓練しておくべき事項の徹底

イ 客観的な評価態勢の確立

ウ 必要な専門家の育成

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 任務遂行及び教育訓練で得た教訓・成果の着実なフィードバック

[Redacted]

オ 効果的な司令部訓練の継続

[Redacted]

カ 警務官との連携訓練の実施

[Redacted]

(3) 提言

ア 本来平素から訓練しておくべき事項の徹底

[Redacted]

イ 客観的な評価態勢の確立

PKO専用の総合訓練・評価施設の設置

1.2 監 察

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 陸幕による意識監察の実施

陸幕が、従来の国際貢献活動と同様、陸幕施策への反映を目的として、群に対する意識監察（出国前・帰国後）を実施するとともに、陸幕監察官が、現地活動を実視、指揮官等と懇談を実施して、群長の統率に寄与

イ 群長を補佐する監察幹部を配置

- ・群長を補佐する監察幹部を群隷下の業務支援隊本部に配置
- ・監察幹部ポストは、法務要員との兼務ポスト

ウ 事実経緯

(ア) 15. 12. 22 イラク復興支援群の監察に関して検討

- ・群に対する意識調査（出国前・帰国後）の実施
- ・第1次業務支援隊／第1次・第2次イラク復興支援群への監察幹部（法務兼務）配置及び同幹部の任務を規定

○ 監察幹部配置の背景

陸上自衛隊では、監察官を師団等司令部以上に配置していること及びイラク復興支援活動部隊は「群」規模の部隊であったことから、当初から「監察官等」の配置は未検討であったが、12月下旬に陸幕長から、復興支援群は厳しい任務が予測されることから監察機能を保持させることが必要がある旨、指示があり、監察幹部を配置することとなった。

(イ) 16. 1. 15 陸幕による業務支援隊（1次要員）意識調査（出国前）

” 陸幕による第1次イラク復興支援群要員意識調査（出国前）

(ウ) 16. 1. 20 イラク復興支援群への監察官等の配置に関して検討

- ・第3次イラク復興支援群以降の監察機能の保持要領

○ 監察機能の保持要領

第1次及び第2次イラク復興支援群に監察幹部を配置することで監察態勢上問題はないと判断されたことから、第3次群以降も業務支援隊／イラク復興支援群に監察幹部を配置

(エ) 16. 1. 26 第1次イラク復興支援群編成命令発出

(オ) 16. 1. 30 先遣隊出国

(2) 教 訓

ア 陸幕による監察実施における教訓

(ア) 派遣部隊に対する意識監察の重要性

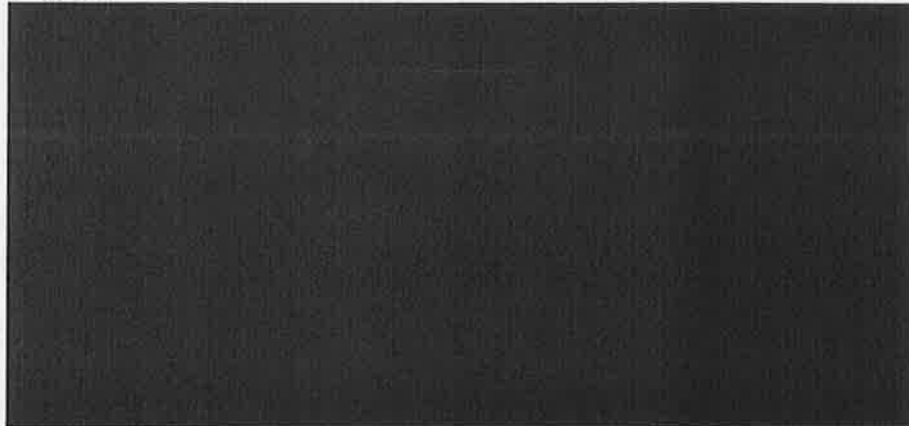
意識調査の分析結果は、編成管理官・担任官、群長及び派遣元部隊長に提供され、各部隊長の統率に反映するとともに、陸幕の関係各部等にも提供され、各種施策に反映

(イ) 陸幕監察官による活動部隊の実視等の重要性

出国前意識調査に基づき、陸幕監察官が現地における活動を実視し、隊員と懇

第1編 イラク人道復興支援行動史

- 談することにより群の状況を把握して、陸幕施策に反映
- イ 計画への反映に関する教訓
- (ア) 編成上



- (イ) 任務付与上



(3) 提言

- ア 国際平和協力活動部隊における監察の必要性



- イ 指揮官に直結した監察機能の保持の重要性



第3章 復興支援活動

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全 般

1 活動間の環境の変化に関する事実経緯

平成16年1月26日、第1次イラク復興支援群派遣命令が発出され、2月3日に第一陣として施設部隊の出発以降、後続の主力部隊は三波に分かれてイラクに向け出国していった。そして2月19日には医療支援を皮切りに復興支援活動を開始した。

3月11日にスペインで列車爆破テロが発生し、4月8日にはイラク国内において女性を含む邦人3名が拉致され、犯行武装グループが「自衛隊撤退」を要求する事案、直後の4月14日に邦人ジャーナリスト2名の拉致事案、同年10月には邦人男性1名の拉致・殺害事案が発生した。更に、4月5日からは米軍のフェルージャに対する総攻撃が開始され、陸上自衛隊の活動への波及が懸念された。

また、派遣当初、陸上自衛隊の活動地域であるサマーワが所在するムサンナ県の治安維持はオランダ軍が担当していたが、オランダが平成17年3月に部隊を撤退することを決定したため、小泉首相（当時）がオーストラリアのハワード首相に軍隊派遣を要請した結果、オーストラリア軍が増派されることとなり、ムサンナ県の治安維持は引き続き多国籍軍であるイギリス軍とオーストラリア軍が担当することとなった。

2 環境変化への対応

平成16年4月に発生した女性を含む邦人3人の拉致事案に際し日本政府は、「テロに屈せず人道復興支援を続ける。」と明言した。この声明により、その後の同種事案の発生に際しても、イラクからの撤収論議への影響を局限することとなった。また、同時期の米軍によるフェルージャへの総攻撃開始に際しても、「この攻撃がイラク南東部に波及する公算は小さい」との陸上幕僚監部の分析に基づき、派遣部隊は動揺することなく復興支援活動を実施することができた。

また、ムサンナ県の治安維持を担当していたオランダ軍の撤退決定に際し、小泉首相（当時）のオーストラリアに対する増派要請によりムサンナ県の治安維持が確保されたため、活動地域の治安維持を多国籍軍に依存する陸上自衛隊としては、それまでと同様の活動を継続することができた。但し、地域の治安維持は多国籍軍に依存したが、派遣部隊自体の安全は、自らの努力によって確保していた。

3 教訓事項

派遣間には派遣に関わる環境は必ず変化するため、活動の終始を通じて常に全般情勢を多様な側面からの確に把握し分析することが極めて重要である。

第3章 復興支援活動

第2節 陸幕の実施した施策及び教訓・提言

1 人事—人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の実施した施策

ア 15. 12 第1次業務支援隊家族に対して家族説明会を実施

イ 16. 1～ 派遣隊派遣

ウ 16. 4 派遣隊員の戦力回復の必要性に迫られ、内局等と調整し4月末に長官及び官邸に報告し了承を獲得

(2) 教訓

戦力回復については、派遣の都度検討をしている状況であるが、業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復を含め有効かつ必要な施策である。

(3) 提言

ア 人的戦力の維持回復の観点から、運用と厚生が密接に連携が必要

イ 派遣地域の環境を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化が必要

第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務

(1) 陸幕の実施した施策

ア 編成・装備



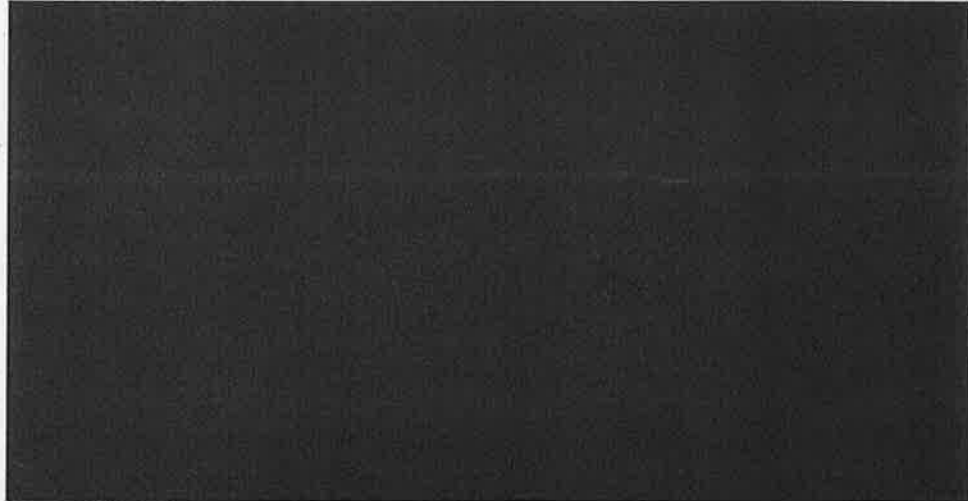
イ 司法警察職務遂行要領の検討

イラクにおける警務官の司法警察職務遂行要領に関しては、イラク国内の状況から、これまでの国際平和協力活動とは異なり地位協定も締結されていなかったこと、また、隊員の法的地位や警務官の職務権限等について確認・調整すべき相手先も不明であったことから、白紙の状態からの検討となった。このため、CPA、派遣各国及びイラク警察の捜査に関する考え方、活動状況等に関する情報を収集するとともに、内局、法務省、外務省、検察庁、警務隊本部の各関係者と警務官の職務権限（自衛隊法第96条の適用範囲）、国内法の適用の有無、捜査手続き、捜査共助、対応検察庁・裁判所等に関し具体的な調整・検討を重ね、逐次派遣警務隊の職務遂行要領の確立を図った。

時期	犯罪捜査等
15. 11. 5	
16. 1. 6	
16. 9. 21	
16. 10. 22	
16. 10. 31	
17. 1. 11	
17. 7. 4	
18. 4. 30	
18. 6. 8	
18. 6. 29	
18. 7. 27	

(2) 教 訓

ア 編成・装備の教訓



イ 司法警察職務遂行要領に関する教訓



(イ) 酷暑による鑑識資材への影響を排除する施策が必要

指紋用ゼラチン紙は、気温50度以上の天幕内で保管する場合、開封前は変形等は認められないが、一旦開封すると四隅が曲がり、常温で保管した場合と比べ指紋の付着が悪かった。このため、派遣後にゼラチン紙から120度まで適応できる万能リフターに変更した。

ウ 保安職務遂行要領に関する教訓



(イ) 保安職務の実施においては、直接現地人と接触することから、英語、現地語で簡単な会話ができるような、準備間の教育が必要

(ウ) 宿営地における交通事故防止のため、速度制限や一時停止等の交通規制標識(現地語で付記)を設置して注意を促したこともあり、宿営地内での事故発生を未然防止し得た。これらの施策は今後も有効

第1編 イラク人道復興支援行動史

(エ) 第1・2次警務派遣隊において、宿营地外における日本国要人の警護を実施したが、警備中隊との任務分担や事前の教育訓練の実施等について検討が必要

エ 警務官による現場確認、採証活動の必要性に関する教訓

(ア) 可能な範囲で、警務官を現場に進出させることが必要

事案発生時において結果的に犯罪には至らない場合であっても、警務派遣隊は、捜査機関として事実関係を明らかにし、記録化しておく必要がある。また、「その効果として後刻、部内外から疑念を持たれた場合でも、客観的な根拠に基づいた回答が期待できる」

事案発生当初は、安全確保等の観点から現場進出が制限されることも予想されるが、現場確認なくしては一般的に情報不足により犯罪に起因するか否かの判断が困難であることから、現場の状況や治安状況に応じて、努めて早期に、可能な範囲で、警務官を現場に進出させることが必要である。

(イ) 警務官の同行支援および採証活動の実施が必要

ルメイサドル派事務所付近で発生した抗議行動事案のように、武器の使用が考えられるような事案においては、相手の違法性、我の正当性を立証することが極めて重要であり、部隊側でもビデオカメラ等により自ら立証するとともに、事案発生の可能性の高い起立式、竣工式等の「任務には、必ず警務官を同行支援させ、採証活動を実施させることが必要である。

(3) 提言

ア 編成・装備に関する提言

(ア) 警務幕僚は、現地治安機関等との連絡調整業務等重要な役割を担うので、所要に応じた人員を派遣することが必要

(イ) 宿营地外における所要がおおしい場合においては、警務は倦怠の全車両が軽装甲機動車であることが望ましい。

(ウ) 車両及び撮影機材については、走行中、停止間等、更に安全、確実に採証活動ができるように、整備・改造することが必要である。

イ 司法警察職務遂行要領に関する提言

(ア) 指揮転移間際に事案が発生した場合、犯罪捜査やその後の書類作成に問題があることから、具体的な捜査要領、交代の要領、編成解組の時期等の検討が必要

(イ) 鑑識資材は、現地の状況を踏まえ、あらかじめ準備携行するとともに、現地の要求があった場合、すぐに変更できるよう柔軟に対処することが必要

また、慣熟訓練時に現地の環境に合わせた鑑識訓練を実施して、現地に即した鑑識活動が実施できるように計画することが必要

ウ 保安職務遂行要領に関する提言

(ア) 平成16年1月6日にはアラビア語警務用語集を作成・配布したが、今後も、派遣先国の言語を用い簡単な会話ができるよう、警務用語集を整備することが必要

(イ) 隊内速度の遵守等、宿营地規則を制定することが必要

(ウ) 現地雇用の役務者管理についても助言する等の処置が必要

(エ) 宿营地外での警護の要領等について明確にすることが必要